

住民監査請求（地域活動協議会補助金 [生野区]）について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、平成 30 年 7 月 30 日に提出された住民監査請求について監査を実施し、同年 9 月 27 日に請求人（13 人）に通知しました。（同年同月 26 日決定）

1 請求の要旨

生野区Aまちづくり協議会（以下「A協議会」という。）に交付された平成 29 年度補助金 1,458,600 円のうち、防犯灯維持管理費と称し、422,630 円を受給しているが、これはA協議会理事長がA連合傘下の各町会が支払済の電気代領収証を利用した虚偽報告であり、違法である。G町会の決算書からも電気代として 54,602 円が支出されているが、A協議会からは1円の還元もない。監査委員に対して、厳正なる監査のうえ、市長に対しA協議会の不当利得の返還請求など必要な措置を講じるよう勧告を求める。

2 監査委員の判断の要旨（合議不調）

（1）請求人が主張する点について

本件請求における本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、補助金の交付を行う本市職員等は、必要があると認めるときは、協議会に対して報告を求める等して調査を行う職務上の義務があると解され、本市が交付した補助金につき、A協議会が本市に提出した実績報告書どおり補助対象となる事業に充当されていない場合で、A協議会が補助対象事業に当該補助金を充当していないことを知り、又は充当していないことが合理的に疑われるべき具体的な事情が判明したにもかかわらず、当該補助金に係る返還請求権の行使について、不行使を正当化する特段の事情もなく本市職員等が何らの対応等もとらないときは、違法となるというべきである。

請求人は、A協議会が受領した補助金のうち、G町会の防犯灯電気代に相当する補助金額がG町会に分配されていないと主張する。しかしながら、G町会がA協議会から電気代相当額の補助金を受領した受領証明書やA協議会から各町会への電気代の支出が記載されたA協議会の会計帳簿が存在し、当該受領証明書は偽造等によるものでもなく、G町会の受領について否定する事実もない。よって、A協議会からG町会に防犯灯電気代相当額 54,602 円が支払われていないとはいえない。

また、請求人が、G町会の会計報告書にA協議会からの電気代の補助金相当額が収入として記載されていないと主張する点については、G町会において平成 29 年度決算を確定させ町会内に報告済みであることから会計報告書の修正は間に合わず、平成 30 年度から適正に記載することとした旨を平成 29 年度決算書の下部に記載し、G町会の会長、会計部長及び会計監査の署名、捺印をしている。よって、G町会の当初の会計報告書にA協議会から分配された補助金相当額が収入として表示されていなかった事実をもって、G町会がA協議会から防犯灯電気代に相当する 54,602 円を受領していなかったということもできない。

請求人主張の事実からは、G町会の防犯灯電気代に関して、対象となる補助金の分配がなされていなかったとは認められず、A協議会からG町会に防犯灯電気代に係る補助金相当額の分配がないとして、A協議会が本市から受領した補助金を不当に利得しているにもかかわらず、本市職員等が不当利得返還請求権の行使を行わないことが、本市職員等の違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたることを請求人の主張は理由がないと言わざるを得ない。

（2）請求人が主張していない点について

判例によれば、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではないことから、本件請求人が主張するところではないが、生野区地域活動協議会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の趣旨に鑑み、当該補助金が実質的にA協議会の防犯灯維持管理事業として充当されているのかという観点から監査を実施した。

住民監査請求に基づく監査及び勧告についての決定は、地方自治法において、監査委員の合議によるとされているが、上述のとおり請求人が主張していない点について監査を実施し、合議が調わなかったことから、監査及び勧告についての決定には至らなかった。

なお、参考までに監査委員の見解は以下のとおりである。

ア 違法に財産（債権）の管理を怠る事実があるとする見解

各町会の防犯灯電気代相当額の補助金の支払い等は全て同額であり、平成30年3月31日の同日に行われたものである。また、その動機に鑑みれば、A協議会によるG町会に対する「補助金の分配」行為とG町会からA協議会に対する補助金相当額の「寄付」行為は、補助金の対象外となる活動費用の捻出という目的のためになされた一体の行為と評価せざるを得ない。そして、補助対象となる市民活動の分野、経費を限定している交付要綱の趣旨に照らすと、当該「補助金の分配」行為をもって補助の対象として交付要綱に規定の活動分野及び経費に使用したとは認められない。また、領収書は存在するものの、各町会の当該受領金員につきA協議会への同額の寄付が既に予定されていたのであり、支払済みの防犯灯電気代相当額に各町会が充当できるものであったとは評価できない以上、金員の交付があったとは評価できない。これらのことから、A協議会が本市から受領した補助金のうち防犯灯維持管理に充当したとする422,630円（G町会相当分を含む）について、A協議会の防犯灯維持管理事業への充当がなされたとはいえない。

平成30年3月31日付けの「平成29年度防犯灯維持管理にかかる補助金の取扱について」及び同年9月11日付けの「防犯灯の電気代の取扱について」という文書によれば、上述のような同額の「寄付」を前提とする「分配」行為は、A協議会と各町会における補助金の取扱いとして、防犯灯維持管理相当の補助金422,630円を各町会の負担としたまま、各町会から提出された防犯灯電気代の領収書を本市に提出し、受領した補助金を寄付金に差し替えることによって交付要綱の規定上、補助対象とならない25%部分の財源に充当することをその動機とするものと認められる。A協議会の各種事業への具体的な充当状況は会計帳簿上明確ではないことなどから、当該寄付金はA協議会の事業費総額に対し不足する額を補填する資金として使用されていると判断せざるを得ない。

交付要綱では、補助金の補助対象外への使用を禁止しているが、A協議会は、当該補助金を他の用途に使用するためにG町会を含む各町会と意思を通じて交付要綱の規定を潜脱し補助金を受領したものと評価せざるを得ない。よって、本件請求の対象となっているG町会の防犯灯電気代相当の補助金については、A協議会の防犯灯維持管理事業に充当されたとはいえない。

以上から、A協議会が受領したG町会の防犯灯電気代相当額に係る補助金54,602円につき、本市に返還請求権が発生しているといえる。生野区は、補助金が対象事業等に使用されたとはいえず、実質的に他の用途に使用していることが確認できたにもかかわらず、当該補助金に係る返還請求権の行使について不行使を正当化する特段の事情がなく何らの手続を行っていないと言わざるを得ない。よって、本件請求の対象となっているG町会の防犯灯電気代に相当する本市からA協議会に対する補助金の返還請求権につき、本市職員に違法に財産（債権）の管理を怠る事実がある。

イ 違法に財産（債権）の管理を怠る事実があるとまではいえないとする見解

A協議会が本市から受領した補助金のうち防犯灯維持管理に充当したとする422,630円（G町会相当分を含む。）については、補助金の分配、寄付金の受領それぞれの領収書が確認できた。これらすべての日付が平成30年3月31日となっているが、G町会の防犯灯電気代に相当する補助金が実質的な補助となっているか否かの判断においては、G町会が補助金を受領する行為と同額を寄付する行為が、それぞれ独立した行為として、あらかじめG町会において合意形成が図られているのか否かということを確認する必要がある。仮に、G町会において合意を得た寄付金であれば、その使途に制限はなく、A協議会が他の用途に使用している点も違法とはいえない。

この点、G町会の平成29年度会計報告書の修正が間に合わず、補助金、寄付金の記載がないままとなっていたことから、本件補助金に係る各町会への分配並びに各町会からの寄付という取扱いについて、G町会において合意形成が図られたのか否かについては判然としない。A協議会理事長と各町会の代表者のみで合意している可能性を否定できないことから、G町会における合意形成についても確認すべく、G町会に対して関係人調査への協力依頼をしたが、応じてもらえなかった。

よって、A協議会が本市から受領したG町会の防犯灯電気代相当額54,602円については、実質的にA協議会の防犯灯維持管理事業として充当していないと直ちに断定することはできない。

そうすると、A協議会が、交付要綱に反し、本市から受領したG町会の防犯灯電気代補助金を他の用途に使用したとまではいえず、当該補助金に係る返還請求権が発生しているとはいえず、本件請求の対象となっている補助金における本市職員による違法な財産（債権）の管理を怠る事実があるとまではいえない。

(3) 意見の要旨

交付要綱第2条第1項及び第2項において補助の対象となる市民活動の分野、経費が限定され、同第9条において補助金の他の用途への使用が禁止されていることから、補助金の充当状況に疑義が生じぬよう、生野区は、補助金と寄付金の取扱いも含め、地活協における補助金の充当状況の透明化を図るよう指導的な役割を果たされたい。